

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例 (仮称)について

この条例は、「しあわせ倍増プラン2009」に基づき、国が署名した国連の障害者の権利に関する条約の方向性に沿って、ノーマライゼーションの理念が市民一人ひとりの意識の中で生まれ、障害のある人もない人も地域の中で共に暮らしていく地域づくりを行っていくために、政令指定都市として初めて制定するものです。

条例要綱(案)の特徴

1. 障害のある人は「保護の対象」ではなく「権利の主体」です。

これまでは、障害のある人に社会が福祉を行うものとして、「保護の対象」という位置づけで施策が行われていましたが、この条例では、障害のある人を社会の一員として責任を分担し、必要な支援を受けながら、自分で決めたことや選んだことに基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加、参画する「権利の主体」として捉えます。

2. 障害のある人の権利を守ります。

「障害者」の定義は、「障害」が社会の障壁との相互作用により生ずるものとの考え方(社会モデル)を取り入れたものとします。

「差別」を防止する取組みについて

- ・「差別」については合理的配慮に基づく措置を行わないことを含みます。
- ・実際に差別が行われたときに相談や助言、あっせんを行う仕組みを作り、差別をやめるように勧告したり、場合によっては公表したりすることとします。

「虐待」を防止する取組みについて

- ・「虐待」されている障害のある人を発見したときは、通報しなければなりません。
- ・通報があった場合、調査を行い、障害のある人の安否を確認します。

3. 地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います。

障害のある人とその家族の負担が軽減されるよう総合的な生活支援を行います。

障害のある人が働けるように、きめ細かい就労支援を行います。

障害のある人が住んでいる地域の学校に通えるようにするとともに、みんながともに学ぶことができるような教育を行うようにします。

4. ノーマライゼーション社会の実現のための施策を漸進的に進める仕組みづくりを規定します。

ノーマライゼーションとは条例を制定した瞬間に実現するものではなく、継続的かつ漸進的に取り組んでいくことにより、ノーマライゼーション社会に近づいていくものとの考え方から、取り組み状況を検証する仕組みをつくりま

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション 条例（仮称）要綱（案）の概要

第一 総則

【目的】

- ・ 障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利を尊重します。
- ・ 障害のある人の権利を守り、自立及び社会参加を支援する仕組みを作ります。
- ・ 市民だれもが地域社会の一員として日常生活を送り、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう地域づくりを行います。

【定義】

- ・ 障害者の範囲を拡大します。

障害のある人の定義については、障害を包括的に捉える定義を置くことで、難病患者など、社会的な支援を継続的に必要としている方を含むものとします。

- ・ 差別の定義においては例示とともに包括的な規定を置きます。また、合理的配慮に基づく措置を行わないことも差別とします。

- ・ 合理的配慮に基づく措置について、除外規定を設け定義します。
- ・ これまでに寄せられた、障害のある人に対する差別と思われる事例を参考に6つの類型を例示として置くとともに、障害のある人が障害のない人に比べて機会の均等が損なわれるような差別については包括的に定義します。

【基本理念】

- ・ 障害のある人に対する差別をなくすための取組みは、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければなりません。
- ・ 市、市民、事業者と各関係機関がお互いに連絡を取り、協力して、障害のある人が選んで決めたことと自分らしく生きることを尊重して行われなければなりません。
- ・ 市、市民、事業者と各関係機関がそれぞれの責務にしたがい、障害のある人が市民の一人として地域に生活し、社会の一員として役割を果たすことができるように取り組まなくてはなりません。

【市の責務】

- ・ 条例の目的を達成するため、施策を総合的かつ計画的に実施します。

【市民等の責務】

- ・ 基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

第二 障害者の権利擁護

【障害者への差別の禁止等に対する具体的な取組】

- ・ 障害者の権利に関する委員会を設置し、助言やあっせんを行うと共に、障害のある人に対して差別が行われた場合の相談窓口として、相談支援事業者（障害者生活支援センター）を位置づけます。

あくまで、助言とあっせんが目的ですが、市長が勧告及び公表をすることで差別の解消を担保します。

【障害者への虐待の禁止等に対する具体的な取組】

- ・ 障害者に対して虐待が行われた場合に通報をうける窓口を設置するとともに、対応機関が立ち入り調査や助言指導を行います。

- ・ 虐待を発見した場合、市民や事業者等に通報する義務を規定します。
- ・ 通報を受けた場合、立ち入り調査等を行い、安否の確認を行います。
- ・ 関係機関との連携や他の法令を駆使し、虐待の防止に取り組みます。

第三 障害者の地域生活の支援

【条例における地域生活の支援体制】

- ・ 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、支援体制の整備や課題の解決に向けた検討を行うとともに、連携に向けた協議を行います。

- ・ これまで個々に活動していた各機関が定期的に連携を図れるようにします。
- ・ 事例の蓄積を通じて、各ケースにふさわしい処遇の方針を助言します。
- ・ 支援体制の整備や課題を明らかにし、計画に反映する仕組みを作ります。

【地域生活の総合的な支援】

- ・ 市や関係機関が連携し、障害者の自立を助長し、その家族の負担を軽減するための総合的な支援を行います。
- ・ 成年後見制度の利用促進を図ります。

【障害のある人の住まいの確保】

- ・ 障害のある人が住まいの場を確保できるように必要な措置を講じます。

【意思疎通等が困難な障害のある人に対する配慮】

- ・ 意思疎通や情報アクセスが困難な障害のある人に、必要な支援を行います。

第四 障害者の自立及び社会参加の支援

【障害者の就労支援】

- ・ 市や関係機関が連携し、障害のある人が必要とする就労支援を一体的かつ継続的に行います。

【障害者の社会参加の支援】

- ・ 障害のある人の活動範囲を拡大するために、障害の特性に対する理解を前提とした、移動等を円滑化する様々な支援を行います。

第五 障害者の発達の支援及び教育の充実

【切れ目のない支援の実現】

- ・ 障害のある人の乳幼児期、学齢期及び成年期を通じて一貫した、切れ目のない支援を行います。

【障害者に対する包括的な教育の実現】

- ・ 市と市立の学校は、個々の障害者が必要とする教育の内容と支援の内容に沿った包括的な教育を行います。
- ・ 市と市立の学校は、教育の目標・内容・手立てとして、それぞれの子どもに何が必要か、何がふさわしいのかを見極め、それぞれの子どものニーズに即した学校や教育を選択できるようにします。

第六 補則

【条例の推進体制】

- ・ 条例の理念を実現するために、市は障害者総合支援計画を策定するとともに、施策を着実に実施する体制を整備します。

- ・ 条例の理念を踏まえ、障害者総合支援計画を策定します。
- ・ 市民会議を設置し、事業について意見を交換し、推進協議会に報告します。市の各部局の施策が、条例の理念を踏まえ、実施されるようにします。

附則

【検討】

- ・ 条例の施行状況や、他の法令の動向を注視しながら、条例施行後 5 年を目処に見直しを行います。